

5 違反食品等処理状況

令和4年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は20件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反5件（20.0%）であり、不良食品は11件（44.0%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は9件（36.0%）であった。

食品について見ると、魚介類（9件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R4				5			9			14	11		11			
R3	4		1	1			10			16	4		20	18	1	1
R2			1	1			1			3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1	10			19	18		37			
H30				7			2			9	10		19	18		1

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計				5					9	14	11		11	24	1	
魚介類				2						2	7		7	9		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の																
魚介類加工品									3	3	1		1	4		
肉卵類及びその加工品									1	1				1		
乳																
乳製品																
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓				1						1				1		
穀類及びその加工品				1						1				1		
弁当類																
野菜類果物及びその加工品									3	3	1		1	4		
菓子類				1					1	2				2		
清涼飲料水																
酒																
精飲																
飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品									1	1	2		2	2	1	
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			12条			13条		18条		不良					
			腐変敗敗・異物	その他	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発生の	かびの	その他	
魚介類		9							2									7
冷凍食品	無加熱摂取																	
	凍結前加熱・加熱後摂取																	
	凍結前未加熱・加熱後摂取																	
	生食用冷凍鮮魚介類																	
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1																1
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																	
	乳製品																	
	乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																	
	アイスクリーム類・氷菓	1							1									
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1							1									
	弁当類																	
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1																1
	菓子類	1							1									
	清涼飲料水																	
	酒																	
	氷雪																	
	かん詰・びん詰食品																	
	その他の食品	2																2
	添加物																	
	化学的合成品及びその製剤																	
	その他の添加物																	
	器具及び容器包装																	
	おもちゃ																	
	洗浄剤																	
	計	16							5								1	10

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 又は加工 所在地	製造者 又は加工 者の名	賞味 期限	消費 期限	添加物表示	主原 材料及 原料肉	な まの 用 途	使用・保存 基準は別	殺菌方法	その他	不適正
マ	ガ													
酒	精飲													
清	涼飲													
食	肉製													
	品													
	魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン													
	シアン化合物を含有する豆類													
	冷凍食品													
	放射線照射食品													
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品													
容器包装に入れた食品	食	1						1						
	生													
	か													
	き													
	生めん（ゆでめん類を含む。）													
	即席めん類													
	弁当													
	調理パン													
	そっざい													
魚肉ねり製品														
生菓														
子														
上記以外の加工食品	8							3		2			3	
添	加													
	物													
乳及び乳製品	牛													
	加													
	工													
	乳													
	アイスクリーム													
	はっ酵													
乳														
酸菌飲料														
乳														
酸飲料														
その他														
計		9						4		2			3	

- (注) 広島市、呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和4年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部広島	西部広島	アイスマルク(ミルク)	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (大腸菌群陽性)	営業の一部禁止 当該品の廃棄 施設設備の改善指示 改善報告書
2	北部	北部	生めん	食品衛生法 第13条第2項違反	添加物の使用基準違反 (使用基準を超える濃度(2.4%)の プロピレングリコールを検出)	営業の一部禁止 自主回収 改善報告書
3	東部	東部	しょうが湯	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数7,300/g検出)	営業の一部禁止 当該品の廃棄 改善報告書
4	広島市	西部	生かき(生食用)	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数270,000/g検出)	営業の一部禁止
5	高松市	東部	生かき(生食用)	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数110,000/g検出)	営業の一部禁止
6	西部広島	西部広島	キャベツ	不良 (食品衛生法第13条 第3項違反のおそれ)	残留農薬(フェニトロチオン)基 準値0.01ppm超過のおそれ	自主回収 改善報告書
7	西部広島	西部広島	牛肉(オーストラリア 産)	食品表示法 第5条違反	消費期限の誤表示	自主回収 再発防止対策
8	西部広島	西部広島	エビマヨネーズ	食品表示法 第5条違反	アレルギー(乳成分)表示の欠落	自主回収 改善報告書
9	西部広島	西部広島	豆腐等	不良	衛生管理の不備(保存温度逸脱)	自主回収 改善報告書
10	西部呉	西部呉	煮干しいわし類	食品表示法 第5条違反	一括表示の欠落	自主回収 改善報告書
11	西部呉	西部呉	野菜佃煮	食品表示法 第5条違反	一括表示の欠落	自主回収 改善報告書
12	西部呉	西部呉	たくあん漬	食品表示法 第5条違反	一括表示の欠落	自主回収 改善報告書
13	東部	東部	生ラーメン	不良	衛生管理の不備(保存温度逸脱)	自主回収 改善報告書
14	東部	東部	魚介類加工品	不良	シール不良によるカビの発生	自主回収 改善報告書
15	東部	東部	豆腐	食品表示法 第5条違反	消費期限の誤表示	自主回収 改善報告書
16	東部	東部	菓子類	食品表示法 第5条違反	消費期限の誤表示	自主回収 改善報告書
17	北部	北部	広島菜漬	食品表示法 第5条違反	賞味期限の誤表示	自主回収 改善報告書
18	北部	北部	魚介類加工品	食品表示法 第5条違反	アレルギー(小麦、大豆)及び添 加物表示の欠落	自主回収 改善報告書
19	西部	西部呉	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.4%	指導
20	西部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)0.9%	指導
21	呉市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.3%	指導
22	東部福山	西部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.5%	指導
23	北部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.26%	指導
24	北部	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)1.46%	指導
25	西部広島	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)0.83%	指導

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。